平成 25 年２月 12 日

各　位

会 社 名　　株式会社アマダ
代表者名　　代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)　岡本 満夫
（コード：6113、東証・大証各第一部）
問合せ先　　取締役兼常務執行役員経営管理本部長　磯部 任
（TEL. 0463－96－1111（代表））

ミヤチテクノス株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社アマダ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、ミヤチテクノス株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード番号：6885、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．買付け等の目的等

（１）公開買付けの概要

当社は、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式（本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の名称については、下記「２．買付け等の概要」の「(３)買付け等の価格」の「②新株予約権」で定義しております。以下同じです。）の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の第３位（平成 24 年６月 30 日時点）の株主である城地 敞氏（本プレスリリース公表日現在の所有株式数 683,260 株、対象者が平成 25 年２月 12 日に公表した平成 25 年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕(連結）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 12,030,685 株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）5.67％（小数点以下第三位を切り捨て。））、対象者の第４位（平成 24 年６月 30 日時点）の株主である戸澤 秀雄氏（本プレスリリース公表日現在の所有株式数 582,576 株、所有割合 4.84％（小数点以下第三位を切り捨て。））及び対象者の第７位（平成 24 年６月 30 日時点）の株主である西澤 敬次氏（本プレスリリース公表日現在の所有株式数 188,404 株、所有割合 1.56％（小数点以下第三位を切り捨て。））との間で、その所有する対象者の普通株式の全て（合計 1,454,240 株、所有割合 12.08％（小数点以下第三位を切り捨て。）、以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成 25 年２月 12 日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「(６)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりません。一方、応募株券等の総数が 8,039,100 株（対象者の平成 25 年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕(連結）（平成 25 年２月 12 日公表）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（12,030,685 株）に、本新株予約権（4,767 個：対象者が平成 24 年９月 27 日に提出した第 41 期有価証券報告書に記載された平成 24 年６月 30 日現在の本新株予約権の数（5,671 個）に、同日から平成 25 年２月 12 日までの変更（対象者によれば、平成 24 年６月 30 日から平成 25 年２月 12 日までに、本新株予約権は 904 個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる対象者の普通株式の数（476,700 株）を加え、同決

算短信に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（448,840 株）を控除した株式数（12,058,545 株）の３分の２超に相当する株式数（8,039,030 株）から１単元（100 株）未満に係る数を切り上げた株式数）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の総数が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です（本公開買付け及び本完全子会社化手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。

なお、対象者の平成 25 年２月 12 日付「株式会社アマダによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本取引の一連の手続及び本公開買付価格（下記「（３）本公開買付けの公正性を担保するための措置」に定義されます。）その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が１円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、取締役 10 名（うち社外取締役２名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役３名（うち社外監査役２名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

（２）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社グループは、当社、子会社、関連会社計 73 社（本プレスリリース公表日現在）で構成され、金属加工機械器具・金属工作機械器具の製造・販売・賃貸・修理・保守・点検・検査などを主要な事業内容としています。

昭和 21 年に創業され、帯鋸で金属を切るバンドソーの開発に始まった当社グループは、現在、グローバルに展開する板金事業を主力とし、プレス、切削･構機、工作機械といった加工機械事業、及びそれらに付随する制御機器や周辺装置、金型やソフトウェアを含む金属加工の全工程に対してトータルソリューションを提案することを強みとし、その商品開発、製造、販売からサービスまでを行う“金属加工機械の総合エン

ジニアリングメーカー”であります。

当社は、中期的に目指す方向性、戦略、経営目標値等について、中期経営計画を策定し、数値目標として平成 28 年３月期に売上高 3,000 億円という体制の構築を目指しております。その体制を構築し、かつ厳しい業界環境下で競争力を高めていくためには、金属加工の総合提案力の更なる強化が必要であり、その中でもレーザ技術を中心とする商品力の強化は重要な経営課題でありました。その解決手段の１つとして、M&A を積極的に展開していくことも従来より検討しておりました。

一方、対象者は、昭和 47 年に産業用電子機器の製造を目的に宮地電子株式会社として設立され、その後、レーザ機器などの先進技術を扱うようになり、平成２年に現在の社名に変更されました。抵抗溶接機器（制御機器、計測器、電源機器、周辺機器）、レーザ機器（レーザ溶接装置・レーザ加工機、レーザマーキング機器）、システム機器の開発・製造・販売・修理を主な事業内容としています。

対象者は、微細溶接・加工市場に特化したビジネスモデル、接合技術で抵抗とレーザの両方を持つオンリーワン企業、世界 17 か国に広がるグローバルネットワーク、という３つの強みを持ち、その溶接・加工技術は、自動車産業はもとより電子部品、通信機器、医療分野などに幅広く活用されています。特に精密抵抗溶接機では世界 No.１のシェアを有しています。また、近年ではリチウムイオン電池などの電池分野、スマートフォンに代表されるモバイル機器など、最先端のモノづくりに役立っています。

また、対象者は、その高い溶接技術を活かして、抵抗溶接から１KW 以下の低出力レーザ溶接まで、機器の開発・商品化を行っており、自動車や通信、医療などでの販売実績を持っております。

しかしながら、対象者は、産業用機器の中でも溶接に注力した製造・販売をしていることから、世界経済や製造業の設備投資が低迷する局面では、事業運営や業績に強い下方圧力を受けやすい環境に置かれているとも言えます。また、レーザ機器の研究開発・製品化の競争が激しくなっており、従来に比べて素早く大規模に資金・技術・人的リソースを投じて研究開発を行うことも必要となっております。そこで対象者は、経済環境の低迷局面でも事業運営の安定性を確保し、今後も研究開発を通じた自社製品の競争力を維持・拡大していくために、より大きな事業規模を持ち、かつ技術力も高い事業パートナーがいれば、協業体制を構築することも事業戦略上の１つの選択肢として考えておりました。

このような状況において、当社と対象者は両社がその業務・資本において提携関係を持つことが両社の企業価値向上に資するかについて、平成 24 年９月頃から初期的に検討を開始し、平成 24 年 11 月頃からより具体的に検討を進めてきました。

両社の事業は、その金属加工の用途、販売先など商品のサイズ、用途、市場のいずれも大きな重複はないことから、其々が各分野での実績を相互活用することで、相互に対象とする市場を拡大できる可能性について検討しました。

当社としては、板金事業では、特に加工の最終工程での溶接技術を強め、また部品から筐体に至る製品全体の金属加工総合提案力の強化ができ、更に、工作機械やプレス・切削事業でも、精密・微細加工や溶接・レーザ技術の加工へのノウハウや技術を合わせることで、商品力強化が図れるというメリットに着目しました。

対象者としては、当社が持つ様々な金属加工技術や装置、ノウハウの活用と、事業基盤の大きい当社と連携することで従来よりも安定した経営が図れるようになるというメリットに着目しました。

このような検討の結果、両社が提携することで、それぞれの経営課題を解決しながらウィンウィンの関係

を築くことができるとの考えに至りました。さらに、両社は、現在の厳しい業界環境下において、その変化のスピードに迅速に対応するためには、提携の効果の早急な実現が不可欠であり、強固な協業体制を早期に構築し経営のスピードを速めることが望ましいと判断しました。そのためには、部分的な業務・資本提携ではなく、当社が対象者を完全子会社化して、迅速な意思決定を可能とし、また共通の事業戦略のもとでの協業を果たすことが、両社の企業価値の最大化に資するものであると判断するに至りました。

当社が対象者を完全子会社化することを通じて、当社が持つレーザ技術と、対象者が持つレーザ技術・ノウハウを融合して、新素材や超微細加工などの新たな加工の可能性を探り、アプリケーションの追加とグローバル競争力の強化を図ります。また、現在当社グループは、金属加工機械の総合エンジニアリングメーカーとして、板金商品、プレス商品、切削商品、工作機械の製品をソフトウエア含め製造・販売しておりますが、対象者の抵抗溶接機器、レーザ機器、システム機器を追加のアプリケーションとして加えることで、更に金属加工機械分野商品のラインアップの充実を図ります。また、市場では重複の少ない顧客基盤、得意先を相互活用し、これまで取引が少なかった顧客・業界への拡販を図ります。

具体的には、まず、研究開発分野においては、対象者の持つレーザ技術に、当社の持つレーザ及びその他の加工基礎技術や複合加工技術を融合し、対象者の得意とする微細加工・溶接領域においても新たなアプリケーション・ソリューションを提供することを検討していきます。また、当社の開発への資金力も活用し更なる技術開発を従来以上の速度で推進していくつもりです。

双方の顧客層において、当社の製品と対象者の抵抗溶接機器やレーザ機器、システム機器を相互に補完し合った商品として同時に提供できるようになり、国内外のネットワークや代理店網も相互に活用し効率を高めた販売を行っていきます。

また、これまで対象者は、自動車産業分野、電機・電子産業分野、医療機器産業分野における国内外の主要企業との取引実績が豊富であることから、その関係を生かして、今後は更に工作機械商品や当社グループの全体商品を国内外の自動車産業や医療機器産業向けにも販売を強化していきます。

効率と効果の面では、対象者の上場維持コストを含む管理コストの削減、当社の本社機能を対象者が利用すること、両社の有する開発基盤や製造技術の相互活用、共同購買による調達コストダウン、人材の相互活用、サポート拠点の増加に伴う顧客サポートの充実などによるシナジー効果の発揮を想定しております。

実際の提案活動や加工の実証としては、特に海外においては、両社がそれぞれ米国や欧州、アジアなどに拠点を有しているテクニカルセンターを相互利用することで、お客様の切断や接合といった金属加工ニーズ全般に対して、これまで以上に柔軟に対応し、また融合技術による一貫提案も行っていき、最終的には開発・製造・販売・サービスを含めた機能も相互活用し地域により密着した活動をしてまいります。

当社にとり、対象者を完全子会社とすることで、平成 28 年３月期に売上高 3,000 億円という中期経営計画の体制構築に向けて、大きく前進するものと考えております。

以上のように、当社は、対象者を完全子会社とすることで、相互の技術力や経営資源を活用した強固な協業体制を迅速な意思決定により早期に構築し、シナジー効果の発揮を実現していくことが、両社の企業価値の最大化に資するものと判断し、本公開買付けの実施を決定いたしました。

当社は、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針及び事業内容の見直しにつきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の自主性と主体性を尊重し、ミヤチ・ブランドと事業運営の独立性を維持し、事業の特性や運営体制の優れた点を十分に生かした経営に留意の上、共同・連携して対象者の事業の強化を図ってま

いりたいと考えております。

（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ⅰ）普通株式

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 543 円から 704 円

類似会社比較法： 563 円から 844 円

DCF 法： 610 円から 1,089 円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年２月８日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の直近６ヵ月平均（543 円）、直近３ヵ月平均（574 円）、直近１ヵ月平均（660 円）、直近１週間平均（685 円）及び基準日終値（704 円）を基に、対象者の普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 543 円から 704 円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 563 円から 844 円までと算定しております。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年６月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、１株当たり株式価値を 610 円から 1,089 円までと算定しています。なお、対象者が当社及び野村證券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 870 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 870 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年２月８日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値 704 円に対して 23.58%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 25 年２月８日までの過去１ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値 660 円（小数点以下四捨五入）に対して 31.82%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 25 年２月８日までの過去３ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値 574 円（小数点以下四捨五入）に対して 51.57%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 25 年２月８日までの過去６ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値 543 円（小数点以下四捨五入）に対して 60.22%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

（ⅱ）本新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第３回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第４回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）。

第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額（第１回新株予約権：2,360 円、第２回新株予約権：2,109 円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも１個につき１円と決定いたしました。他方、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第３回新株予約権及び第４回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である 870 円と、第３回新株予約権及び第４回新株予約権の対象者の普通株式１株当たりの行使価額 560 円との差額である 310 円に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 31,000 円と決定いたしました。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカウンティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の分析を行い、対象者は平成 25 年２月８日付で三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者の普通株式１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析：	543 円から 685 円
類似企業比較分析：	500 円から 810 円
DCF 分析：	726 円から 953 円

市場株価分析では、平成 25 年２月８日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の直近１週間の終値単純平均値（685 円）、直近１ヵ月の終値単純平均値（660 円）、直近３ヵ月の終

値単純平均値（574 円）及び直近６ヵ月の終値単純平均値（543 円）を基に、対象者の普通株式の１株当たりの価値の範囲を 543 円から 685 円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者の普通株式の１株当たりの価値の範囲を 500 円から 810 円までと分析しているとのことです。

DCF 分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成 25 年６月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の１株当たりの価値の範囲を 726 円から 953 円までと分析しているとのことです。

なお、対象者が、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

また、第１回新株予約権及び第２回新株予約権はいずれもストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定される上、第１回新株予約権及び第２回新株予約権を行使するには、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、当社が取得しても権利行使を行うことができないこと及びその行使価額が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、対象者は本公開買付けにおける第１回新株予約権及び第２回新株予約権に係る買付価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得していないとのことです。

さらに、第３回新株予約権及び第４回新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員等に限定される上、第３回新株予約権及び第４回新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格と第３回新株予約権及び第４回新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権１個当たりの目的となる株式数 100 を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、対象者は、本公開買付けにおける第３回新株予約権及び第４回新株予約権の買付け等への応募を推奨する意見を表明するにあたり、第三者からの評価書は取得していないとのことです。

③　対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

④　対象者における当社との間に利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者は、平成 25 年１月 23 日、いずれも当社及び対象者から独立した対象者の独立役員である社外取締役入江昭夫氏、社外取締役大村善賢氏、社外監査役只松民雄氏及び社外監査役金子憲康氏（以下、四氏を併せて「独立社外役員ら」といいます。）に対して、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性、及び (d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を前提に、本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に係る意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では対象者の支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後には、当社が対象者の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、本完全子会社化手続（詳細は、下記「（４）本公開買

付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（東京証券取引所の定める有価証券上場規程 441 条の２）に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続（本取引）は、一連の取引であるため、対象者は、本取引の手続の適正性をより担保するため、本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続を一体のものとみなし、この段階で上記意見を取得することにしたとのことです。

独立社外役員らは、平成 25 年１月 23 日から平成 25 年２月 12 日までの間、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのことです。

具体的には、上記の期間内において、対象者、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券と話合いの場を持ち、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに対象者の業務執行取締役等に対しヒアリング等を行い、また、シティユーワ法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書の結果を踏まえ、当社から最終的に提案された本公開買付価格についての検討を行ったとのことです。

独立社外役員らは、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者における独立した法律事務所からの助言の取得、公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において対象者の株主に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成 25 年２月 12 日付で、対象者の取締役会に対して、(a) 本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

⑤　対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者によれば、対象者は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式に係る株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、及び独立社外役員らから取得した意見書その他の関連資料を踏まえ、本取引に関する諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が１円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、取締役 10 名（うち社外取締役２名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役３名（うち社外監査役２名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

⑥　公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、平成 25 年６月中旬を目途に本完全子会社化手続を完了させるよう、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③対象者が全部取得条項の付された対象者の普通株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付すること、並びに上記①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会を開催し、上記①乃至③を上程すること、及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会を開催し、上記②を上程することを対象者に対して要請する予定です。なお、当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることになりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が１株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本プレスリリース公表日現在未定ですが、当社は対象者に対し、当社が対象者の発行済株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が１株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの方法により取得される当該普通株式１株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、上記③の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得条項による取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、上記(i)に記載される会社法第 117 条第２項に定める買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに対

象者の別個の種類の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の当社による対象者の株式の所有状況及び当社以外の対象者の株主による対象者の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又は同等の効力を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、対象者の各株主に最終的に交付されることになる金銭については、本公開買付価格に当該株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、平成 25 年６月中旬を目途に本完全子会社化手続を完了させることを予定しています。）等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますようお願いいたします。

（５）上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本プレスリリース公表日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されております。しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(４)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

（６）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第３位（平成 24 年６月 30 日時点）の株主である城地 敞氏（本プレスリリース公表日現在の所有株式数 683,260 株、所有割合 5.67％（小数点以下第三位を切り捨て。））、対象者の第４位（平成 24 年６月 30 日時点）の株主である戸澤 秀雄氏（本プレスリリース公表日現在の所有株式数 582,576 株、所有割合 4.84％（小数点以下第三位を切り捨て。））及び対象者の第７位（平成 24 年６月 30 日時点）の株主である西澤 敬次氏（本プレスリリース公表日現在の所有株式数 188,404 株、所有割合 1.56％（小数点以下第三位を切り捨て。））との間で、本応募契約を締結しております。城地 敞氏、戸澤 秀雄氏及び西澤 敬次氏は、本応募契約に基づき、その所有する対象者の普通株式の全て（合計 1,454,240 株、所有割合 12.08％（小数点以下第三位を切り捨て。））について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約には特筆すべき前提条件はございません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

①	名称	ミヤチテクノス株式会社
②	所在地	千葉県野田市二ツ塚 95 番地の３
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　小宮山 邦彦
④	事業内容	レーザ機器（レーザ溶接装置・レーザ加工機） システム　抵抗溶接機器（制御機器、計測器、電源機器、周辺機器） 上記の機器の開発・製造・販売・修理
⑤	資本金	1,606,113 千円
⑥	設立年月日	昭和 47 年２月 15 日
⑦	大株主及び持株比率 （平成 24 年 6 月 30 日現在）	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　8.85% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　5.82% 城地 敏　5.68% 戸澤 秀雄　4.84% ミヤチテクノス従業員持株会　3.04% 渡辺 信次　1.83% 西澤 敬次　1.57% 富士電機株式会社　1.56% 株式会社千葉銀行　1.51% 甲山 勲　1.47%
⑧	上場会社と対象者の関係	
	資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

（２）日程等

① 日程

取締役会決議	平成 25 年２月 12 日（火曜日）
公開買付開始公告日	平成 25 年２月 13 日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成 25 年２月 13 日（水曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年２月 13 日（水曜日）から平成 25 年３月 21 日（木曜日）まで（26 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の

10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年３月27日(水曜日)までとなります。

（３）買付け等の価格

①普通株式　　１株につき金870円

②新株予約権

イ　平成18年９月27日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第１回新株予約権」といいます。）

１個につき金１円

ロ　平成18年９月27日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び平成19年７月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第２回新株予約権」といいます。）

１個につき金１円

ハ　平成22年９月28日開催の対象者定時株主総会の普通決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第３回新株予約権」といいます。）

１個につき金31,000円

二　平成22年９月28日開催の対象者定時株主総会の特別決議及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第４回新株予約権」といいます。）

１個につき金31,000円

（第１回、第２回、第３回及び第４回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

（４）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

（ｉ）普通株式

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：　　543円から704円

類似会社比較法：　　563円から844円

DCF法：　　610円から1,089円

市場株価平均法では、基準日を平成25年２月８日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の直近６ヵ月平均（543円）、直近３ヵ月平均（574円）、直近１ヵ月平均（660円）、直近１週間平均（685円）及び基準日終値（704円）を基に、対象者の普通株式を分析し、１株当たり株式価値を543円から704円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、１株当たり株式価値を563円から844円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年６月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、１株当たり株式価値を610円から1,089円までと算定しています。なお、対象者が当社及び野村證券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年２月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり870円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格870円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年２月８日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値704円に対して23.58%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年２月８日までの過去１ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値660円（小数点以下四捨五入）に対して31.82%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年２月８日までの過去３ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値574円（小数点以下四捨五入）に対して51.57%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成25年２月８日までの過去６ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値543円（小数点以下四捨五入）に対して60.22%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

（ⅱ）本新株予約権

本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第３回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではないとされています。）、第４回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）。

第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額（第１回新株予約権：2,360円、第２回新株予約権：2,109円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも１個につき１円と決定いたしました。他方、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第３回新株予約権及び第４回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である870円と、第３回新株予約権及び第４回新株予約権の対象者の普通株式１株当たりの行使価額560円との差額である310円に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,000円と決定いたしました。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

当社と対象者は両社がその業務・資本において提携関係を持つことが両社の企業価値向上に資するかについて、平成24年９月頃から初期的に検討を開始し、平成24年11月頃からより具体的に検討を進めてきました。

両社の事業は、その金属加工の用途、販売先など商品のサイズ、用途、市場のいずれも大きな重複はないことから、其々が各分野での実績を相互活用することで、相互に対象とする市場を拡大できる可能性につい

て検討しました。

当社としては、板金事業では、特に加工の最終工程での溶接技術を強め、また部品から筐体に至る製品全体での金属加工総合提案力の強化ができ、更に、工作機械やプレス・切削事業でも、精密・微細加工や溶接・レーザ技術の加工へのノウハウや技術を合わせることで、商品力強化が図れるというメリットに着目しました。

対象者としては、当社が持つ様々な金属加工技術や装置、ノウハウの活用と、事業基盤の大きい当社と連携することで従来よりも安定した経営が図れるようになるというメリットに着目しました。

このような検討の結果、両社が提携することで、それぞれの経営課題を解決しながらウィンウィンの関係を築くことができるとの考えに至りました。さらに、両社は、現在の厳しい業界環境下において、その変化のスピードに迅速に対応するためには、提携の効果の早急な実現が不可欠であり、強固な協業体制を早期に構築し経営のスピードを速めることが望ましいと判断しました。そのためには、部分的な業務・資本提携ではなく、当社が対象者を完全子会社化して、迅速な意思決定を可能とし、また共通の事業戦略のもとでの協業を果たすことが、両社の企業価値の最大化に資するものであると判断するに至ったことから、当社は平成25年2月12日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(a)算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b)当該意見の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：　543円から704円
類似会社比較法：　563円から844円
DCF法：　610円から1,089円

(c)当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり870円とすることを決定いたしました。

また、本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第1回新株予約権及び第2回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第3回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではないとされています。）、第4回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）。

第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額（第１回新株予約権：2,360 円、第２回新株予約権：2,109 円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも１個につき１円と決定いたしました。他方、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第３回新株予約権及び第４回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である 870 円と、第３回新株予約権及び第４回新株予約権の対象者の普通株式１株当たりの行使価額 560 円との差額である 310 円に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 31,000 円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置）

(a)公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：　543 円から 704 円
類似会社比較法：　563 円から 844 円
DCF 法：　610 円から 1,089 円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年２月８日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の直近６ヵ月平均（543 円）、直近３ヵ月平均（574 円）、直近１ヵ月平均（660 円）、直近１週間平均（685 円）及び基準日終値（704 円）を基に、対象者の普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 543 円から 704 円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 563 円から 844 円までと算定しております。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年６月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者の普通株式の価値を分析し、１株当たり株式価値を 610 円から 1,089 円までと算定しています。なお、対象者が当社及び野村證券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 870 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 870 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年２月８日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値 704 円に対して 23.58%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 25 年２月８日までの過去１ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値 660 円（小数点以下四捨五入）に対して 31.82%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 25 年２月８日までの過去３ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普

通株式の終値の単純平均値 574 円（小数点以下四捨五入）に対して 51.57%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 25 年２月８日までの過去６ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の単純平均値 543 円（小数点以下四捨五入）に対して 60.22%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

また、本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、第３回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役又は顧問並びに対象者の子会社の取締役又は顧問であることを要し（但し、対象者の取締役が任期満了により退任した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではないとされています。）、第４回新株予約権については、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員又は顧問並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員又は顧問であることを要するとされています（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）。

第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額（第１回新株予約権：2,360 円、第２回新株予約権：2,109 円）が本公開買付価格を上回っていることから、当社は、当該新株予約権の買付価格をいずれも１個につき１円と決定いたしました。他方、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、本プレスリリース公表日現在において、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、第３回新株予約権及び第４回新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である 870 円と、第３回新株予約権及び第４回新株予約権の対象者の普通株式１株当たりの行使価額 560 円との差額である 310 円に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 31,000 円と決定いたしました。

(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は市場株価分析、類似企業比較分析及び DCF 分析の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の分析を行い、対象者は平成 25 年２月８日付で三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者の普通株式１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析：	543 円から 685 円
類似企業比較分析：	500 円から 810 円
DCF 分析：	726 円から 953 円

市場株価分析では、平成 25 年２月８日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の直近１週間の終値単純平均値（685 円）、直近１ヵ月の終値単純平均値（660 円）、直近３ヵ月の終

値単純平均値（574 円）及び直近６ヵ月の終値単純平均値（543 円）を基に、対象者の普通株式の１株当たりの価値の範囲を 543 円から 685 円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者の普通株式の１株当たりの価値の範囲を 500 円から 810 円までと分析しているとのことです。

DCF 分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成 25 年６月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の１株当たりの価値の範囲を 726 円から 953 円までと分析しているとのことです。

なお、対象者が、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に提出した対象者の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。対象者によれば、これは主として、国内、海外ともに需要の回復による増収を見込んでいること、また対象者の自助努力による経営効率化を通じたコスト削減効果が期待できることによるものとのことです。

また、第１回新株予約権及び第２回新株予約権はいずれもストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定される上、第１回新株予約権及び第２回新株予約権を行使するには、当該新株予約権の行使時において対象者の取締役、執行役員及び従業員並びに対象者の子会社の取締役及び執行役員であることを要し（但し、対象者又は対象者の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、対象者の従業員が定年により退職した場合、対象者及び対象者の子会社間で転籍した場合、その他、対象者が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りでないとされています。）、当社が取得しても権利行使を行うことができないこと及びその行使価額が本公開買付価格を上回っていることに鑑み、対象者は本公開買付けにおける第１回新株予約権及び第２回新株予約権に係る買付価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得していないとのことです。

さらに、第３回新株予約権及び第４回新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員等に限定される上、第３回新株予約権及び第４回新株予約権に係る公開買付価格は、本公開買付価格と第３回新株予約権及び第４回新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権１個当たりの目的となる株式数 100 を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、対象者は、本公開買付けにおける第３回新株予約権及び第４回新株予約権の買付け等への応募を推奨する意見を表明するにあたり、第三者からの評価書は取得していないとのことです。

(c) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

(d) 対象者における当社との間に利害関係を有しない者による、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者は、平成 25 年１月 23 日、いずれも当社及び対象者から独立した対象者の独立役員である独立社外役員らに対して、本諮問事項について諮問し、本諮問事項に係る意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。なお、本取引においては、本公開買付けの開始時点では対象者の支配株主に該当する者は存在しておりませんが、本公開買付けが成立した後には、当社が対象者の支配株主に該当することとなるため、本公開買付け成立後に実施する予定である、本完全子会社化手続（詳細は、上記「１．買付け等の目的等」の「(４)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）は、いわゆる支配株主との重要な取引等（東京証券取引所の定める有価証券上場規程 441 条の２）に該当することになります。本公開買付け及びその成立後の本完全子会社化手続（本取引）は、一連の取引であるため、対象者は、本取引の手続の適正性をより担保するため、本公開買付け及びその成立

後の本完全子会社化手続を一体のものとみなし、この段階で上記意見を取得することにしたとのことです。

独立社外役員らは、平成 25 年１月 23 日から平成 25 年２月 12 日までの間、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねたとのことです。

具体的には、上記の期間内において、対象者、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びフィナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券と話合いの場を持ち、本取引に係る一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに対象者の業務執行取締役等に対しヒアリング等を行い、また、シティユーワ法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書の結果を踏まえ、当社から最終的に提案された本公開買付価格についての検討を行ったとのことです。

独立社外役員らは、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、対象者における独立した法律事務所からの助言の取得、公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において対象者の各株主に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること等、本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項が特段認められなかったことに鑑み、平成 25 年２月 12 日付で、対象者の取締役会に対して、(a) 本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

(e) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役の承認

対象者によれば、対象者は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式に係る株式価値算定書記載の内容・分析結果を参考にしつつ、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、及び独立社外役員らから取得した意見書その他の関連資料を踏まえ、本取引に関する諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成 25 年２月 12 日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が１円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、取締役 10 名（うち社外取締役２名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役３名（うち社外監査役２名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

(f) 公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,058,545株	8,039,100株	－株

（注１）応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,039,100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注２）買付予定数の下限は、対象者の平成 25 年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（平成 25 年２月 12 日公表）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（12,030,685 株）に、本新株予約権（4,767 個：対象者が平成 24 年９月 27 日に提出した第 41 期有価証券報告書に記載された平成 24 年６月 30 日現在の本新株予約権の数（5,671 個）に、同日から平成 25 年２月 12 日までの変更（対象者によれば、平成 24 年６月 30 日から平成 25 年２月 12 日までに、本新株予約権は 904 個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる対象者の普通株式の数（476,700 株）を加え、同決算短信に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（448,840 株）を控除した株式数（12,058,545 株）の３分の２超に相当する株式数（8,039,030 株）から１単元（100 株）未満に係る数を切り上げた株式数（8,039,100 株）です。

（注３）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注４）買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 12,058,545 株を記載しております。なお、当該最大数は（a）（i）対象者が平成 25 年２月 12 日に公表した平成 25 年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（12,030,685 株）に、（ii）本新株予約権（4,767 個：対象者が平成 24 年９月 27 日に提出した第 41 期有価証券報告書に記載された平成 24 年６月 30 日現在の本新株予約権の数（5,671 個）に、同日から平成 25 年２月 12 日までの変更（対象者によれば、平成 24 年６月 30 日から平成 25 年２月 12 日までに、本新株予約権は 904 個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる対象者の普通株式の数（476,700 株）を加え、（b）上記平成 25 年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数（448,840 株）を控除した株式数（12,058,545 株）になります。

（注５）公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

（注６）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	－個	（買付け等前における株券等所有割合 －%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	－個	（買付け等前における株券等所有割合 －%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	120,585 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	114,928 個	

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（12,058,545 株）に係る議決権の数を記載しております。

（注２）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 24 年 11 月 14 日に提出した第 42 期第１四半期報告書に記載された平成 24 年９月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(a)（i）対象者が平成 25 年２月 12 日に公表した平成 25 年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕(連結）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（12,030,685 株）に、（ii）本新株予約権（4,767 個：対象者が平成 24 年９月 27 日に提出した第 41 期有価証券報告書に記載された平成 24 年６月 30 日現在の本新株予約権の数（5,671 個）に、同日から平成 25 年２月 12 日までの変更（対象者によれば、平成 24 年６月 30 日から平成 25 年２月 12 日までに、本新株予約権は 904 個消滅しているとのことです。）を反映した本新株予約権の数）の目的となる対象者の普通株式の数（476,700 株）を加え、（b）上記平成 25 年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕(連結）に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数（448,840 株）を控除した株式数（12,058,545 株）に係る議決権の数（120,585 個）を分母として計算しております。

（注３）「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金　　10,490,934,150 円

（注）　買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（12,058,545 株）に、１株当たりの買付価格（870 円）を乗じた金額を記載しております。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

② 決済の開始日

平成 25 年３月 28 日（木曜日）

（注）　法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 25 年４月３日（水曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット＆コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット＆コールのウェブサイト（https://nc.nomura.co.jp/）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④　株券等の返還方法

下記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認下さい。）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

①　法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,039,100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,039,100 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第１項第１号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、以下の事実のいずれかに該当する場合をいいます。

①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

②対象者の重要な子会社に令第 14 条第１項第３号イ乃至リまでに掲げる事実が発生した場合

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、（a）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）第 10 条第２項に定める公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、（ⅰ）公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、（ⅱ）同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、若しくは、（ⅲ）公開買付者が同法第 10 条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は、（b）ドイツ競争制限禁止法に定める連邦カルテル庁に対する公開買付者の届出に関し、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合には、令第 14 条第１項第４号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③　買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第１項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当

該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④　応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（https://nc.nomura.co.jp/）上の操作又は解除書面の送付により行って下さい。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行って下さい。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求した上で、野村ネット&コール宛に送付して下さい（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付して下さい。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の８第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、すでに公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

⑧　その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の

方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年２月 13 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については「１．買付け等の目的等」の「(２)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(４)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(５)上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照下さい。

４．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年２月 12 日開催の対象者の取締役会において、本取引の一連の手続及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っており、当該各新株予約権に係る買付価格が１円であることから、当該新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、第３回新株予約権及び第４回新株予約権については、当該各新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から当該各新株予約権における対象者の普通株式１株当たりの行使価額を控除した価格に当該各新株予約権１個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、当該新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会においては、取締役 10 名（うち社外取締役２名）の全員が出席し、その全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、監査役３名（うち社外監査役２名）の全員が上記取締役会に出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者は、平成 25 年２月 12 日に「第２四半期業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正、並びに中間配当の決定及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の第２四半期業績予想と実績値との差異及び通期業績予想の修正、並びに中間配当の決定及び期末配当予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

（ⅰ）平成 25 年６月期第２四半期累計期間の業績予想と実績値との差異（平成 24 年７月１日～平成 24 年 12 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	１株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（Ａ）	9,800	400	360	230	19.86
今回発表予想（Ｂ）	8,708	△234	△163	△625	△53.99
増減額（Ｂ－Ａ）	△1,092	△634	△523	△855	―
増減率（％）	△11.1	―	―	―	―
（ご参考）前期実績（平成 24 年６月期第２四半期）	9,505	476	325	122	10.57

（ⅱ）平成 25 年６月期通期連結業績予想の修正（平成 24 年７月１日～平成 25 年６月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（Ａ）	22,100	1,770	1,650	1,050	90.66
今回発表予想（Ｂ）	20,800	970	1,000	240	20.72
増減額（Ｂ－Ａ）	△1,300	△800	△650	△810	―
増減率（％）	△5.9	△45.2	△39.4	△77.1	―
（ご参考）前期実績（平成 24 年６月期）	20,382	1,257	1,142	560	48.41

（ⅲ）剰余金の配当（中間配当）の決定内容

	決定額	直近の配当予想（平成 24 年８月 10 日）	（ご参考）前期実績（平成 24 年６月期中間）
基準日	平成 24 年 12 月 31 日	同左	平成 23 年 12 月 31 日
１株当たり配当金	２円 00 銭	５円 00 銭	５円 00 銭 （普通配当３円 00 銭） （記念配当２円 00 銭）
配当金の総額	23 百万円	―	57 百万円
効力発生日	平成 25 年３月８日	―	平成 24 年３月９日
配当原資	利益剰余金	―	利益剰余金

（iv）平成25年６月期通期配当予想（平成24年７月１日～平成25年６月30日）

	１株当たり配当金（円）		
基準日	第２四半期末	期末	年間
前回予想 （平成24年11月８日発表）	5.00	15.00	20.00
今回修正予想		0.00	2.00
当期実績	2.00		
前期実績	5.00 （普通配当 3.00） （記念配当 2.00）	9.00	14.00 （普通配当 12.00） （記念配当 2.00）

② 対象者は、平成25年２月12日に平成25年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕（連結）を公表しております。当該公表に基づく、当該第２四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。なお、対象者によれば、対象者は、平成25年２月14日を目途に、平成25年６月期（第42期）第２四半期（自　平成24年10月１日　至　平成24年12月31日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

平成25年６月期第２四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（ｉ）損益の状況（連結）

会計期間	平成25年６月期 （第42期第２四半期）
売上高	8,708,328千円
売上原価	4,938,033千円
販売費及び一般管理費	4,004,499千円
営業外収益	120,341千円
営業外費用	49,263千円
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△625,310千円

（ⅱ）１株当たりの状況（連結）

会計期間	平成25年６月期 （第42期第２四半期）
１株当たり四半期純利益	△53.99円
１株当たり配当額	2.00円
１株当たり純資産額	965.74円

以　上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 25 年２月 12 日午後　東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、ミヤチテクノス株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、ミヤチテクノス株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。